【法令】
＜教育基本法　１３条＞　（Ｈ１８）　学校・家庭・地域の連携
＜地教行法　４７条の６＞（Ｈ１６）　学校運営協議会の設置（H29 一部改正）

【連携・協働の必要性】
〇学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、対等な協働関係を築くことの必要性
〇地域住民の学校運営への参画を通して、社会総がかりで教育を実現する必要性

コミュニティ・スクールとは　＝　学校運営協議会を設置している学校

主な役割

〇学校が作成する学校の運営基本方針を承認すること
〇学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができること
〇教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができること

期待される効果

【子どもにとって】子どもたちの学びや体験活動等が充実します
【保護者にとって】地域で子どもたちが育てられているという安心感があります
【 地域にとって 】学校が社会的なつながりが得られる場となり、地域のよりどころとなります
【教職員にとって】地域の人々の理解と協力を得て、学校運営が充実します

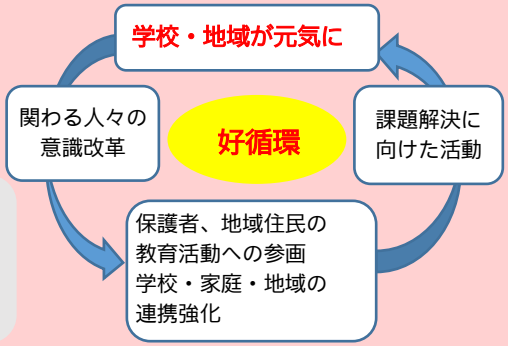

郡山版コミュニティ・スクール

郡山市教育委員会

［学校運営協議会の委員として地域コーディネーターを位置づけることにより、地域ボランティアによる教育活動との連携・協働を確立］

指　定

〇〇学校コミュニティ・スクール

任　命

学校運営協議会

【委員】　保護者
地域住民
学識経験者
地域コーディネーター
など

学校運営計画等の説明
学校運営計画等の承認
運営・任用等の意見
運営の意見

校長

意見

福島県教委

協働　**連携**

学校の応援団としての保護者・地域住民
【登下校の見守り　授業補助　読み聞かせ　土曜日等の教育活動などの実働支援】

［学校運営協議会は、既存の学校評議員会の機能や地域ボランティア、学校評価の機能を一体的に推進し、学校運営の改善のＰＤＣＡサイクルを確立］
※小中一貫教育のさらなる充実を目指す組織
（中学校区を１つのまとまりとして学校運営協議会を設置することも可能とする）

【学校運営計画】
校長の求めに応じ、学校が作成した学校運営計画等に関し、意見を述べる
※学校評議員の機能

【学校支援】
地域ボランティアによる教育活動を支援する体制をつくる　※地域ボランティアの機能

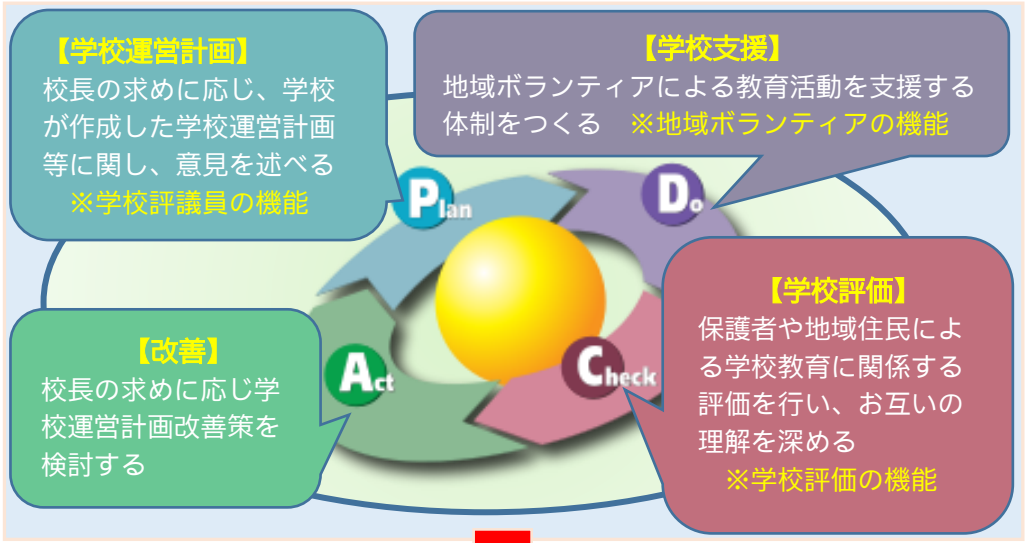

【改善】
校長の求めに応じ学校運営計画改善策を検討する

【学校評価】
保護者や地域住民による学校教育に関係する評価を行い、お互いの理解を深める
※学校評価の機能

学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立